

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|--|---|-------------------|--------------------------|--------------|--------|---------|
| 施策名 | 公共交通の利便性向上・利用促進 | | 所管部局課名 | 県土整備部県土企画局交通政策課 | | | | | |
| 事業名 | バス路線運行維持対策費補助（国庫協調補助路線） | | 担当者電話番号 | 地域交通係 078-362-3885 | | | | | |
| 事業目的 | 地域住民の日常生活における移動手段である地域間幹線系統の維持確保 （※地域間幹線系統：①複数市町を運行する系統、②輸送量1日15人以上150人以下、③運行回数1日3回以上） | | | | | | | | |
| 事業内容 | 路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者が運行する路線を、国や市町と協調して支援する。 ①対象者：乗合バス事業者 ②対象路線：複数市町を運行し、輸送量が15人以上150人以下等の系統 ③補助対象経費：経常費用と経常収益の差額 ④補助限度：経常費用の9/20 ⑤負担割合：国1/2、県2/6、市町1/6 国1/2、県1/6、市町2/6 または、国1/2、県1/4、市町1/4 | | | | | 事業開始年度 | | 昭和47年度 | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (120,527千円) 120,527千円 | | (115,548千円) 115,548千円 | | (119,068千円) 119,068千円 | | | |
| | 人件費② | 1,602千円 | 従事人員 0.2人 | 1,580千円 | 従事人員 0.2人 | 1,583千円 | 従事人員 0.2人 | | |
| | 総コスト(①+②) | 122,129千円 | 従事人員 0.2人 | 117,128千円 | 従事人員 0.2人 | 120,651千円 | 従事人員 0.2人 | | |
| 事業の目標 | 赤字路線のうち、補助対象となる地域間幹線系統の維持 | | | 【目標設定理由】 地域間幹線系統の休廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。 | | | | | |
| | 代表交通手段（鉄道、バス、自動車、船舶）のうち、公共交通の割合（公共交通分担率）の維持 | | | 【目標設定理由】 公共交通の利用促進や、自動車利用から公共交通への利用転換等を図るため、ひょうご公共交通10か年計画（平成25年3月策定）における評価指標である公共交通分担率を目標とした。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率（%） | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26（目標） |
| | 補助対象系統数 | 46系統 45系統 41系統 | H24 H25 H26 | 46系統 (2,655千円) | 45系統 (2,603千円) | 41系統 (2,943千円) | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 公共交通分担率 | 35% | H32 | 10年毎に実施の京阪神都市圏パーソントリップ調査による (22年実績：35%) | | | | | | |
| 評価結果 | 必要性 | ・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にある中、不採算路線での路線休廃止に繋がる恐れがあることから、路線休廃止により、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通手段を確保するため、国の補助制度を活用しつつ、地域間幹線系統の維持確保を図る必要がある。 | | | | | | | |
| | 有効性 | ・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にある中で、国の補助制度によって、地域間幹線系統が維持されており、着実に成果があがっている。 | | | | | | | |
| | 効率性 | ・一部の系統において、利用者数の減少により経常収益の減少が見込まれるため、系統当たりの事業に要するコストが増加しているが、補助限度を設定することにより、民間バス事業者に対して運行コストの増嵩の抑制と運賃収入の確保など、効率的な運行を促す仕組みとしている。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・バス利用者の減少により、民間事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。 ・地方負担分については、系統の広域性や関係市町の財政状況に応じて、県と市町の負担割合を決めている。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の運賃負担を求めている。 ・民間バス事業者に対し、補助限度の設定により経営の効率化を求めるとともに、負担の適正化に努めている。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | （継続） | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結（休止） | 延長 | 終期設定 | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | （負担割合変更） | 事務改善 | その他 | |
| 説明 | 超高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、市町を跨る広域的な幹線バス路線を維持しており、県としても国と協調しながら引き続き補助を行う。 なお、平成26年度より、現市町域内で完結しているが合併前の旧市町域で複数市町に跨る系統のうち、財政力指数が高い市町については、本来の市町の役割を担うことが適当であるため、県と市町の負担割合を見直す。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | |
|----------------------|--|---|---|--------------------|--------------------------|---------------------------|--------|--------|
| 施策名 | 公共交通の利便性向上・利用促進 | | 所管部局課名 | 県土整備部県土企画局交通政策課 | | | | |
| 事業名 | バス路線運行維持対策費補助（県単補助路線） | | 担当者電話番号 | 地域交通係 078-362-3885 | | | | |
| 事業目的 | 地域住民の日常生活における移動手段である地域間準幹線系統の維持確保 （※地域間準幹線系統：①複数市町を運行する系統、②輸送量1日2人以上50人以下、③運行回数1日10回以下） | | | | | | | |
| 事業内容 | 路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者が運行する路線を、市町と協調して支援する。 ①対象者：乗合バス事業者 ②対象路線：複数市町を運行し、輸送量が2人以上50人以下等の系統 ③補助対象経費：経常費用と経常収益の差額 ④補助限度：経常費用の11/20 ⑤負担割合：県2/3、市町1/3 県1/3、市町2/3 または県1/2、市町1/2 | | | | 事業開始年度 | 平成7年度 | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (177,013千円) 177,013千円 | (199,626千円) 199,626千円 | | (211,977千円) 211,977千円 | | | |
| | 人件費② | 1,602千円 | 従事人員 0.2人 | 1,580千円 | 従事人員 0.2人 | 1,583千円 従事人員 0.2人 | | |
| | 総コスト （①+②） | 178,615千円 | 従事人員 0.2人 | 201,206千円 | 従事人員 0.2人 | 213,560千円 従事人員 0.2人 | | |
| 事業の目標 | 赤字路線のうち、補助対象となる地域間準幹線系統の維持 | | 【目標設定理由】 地域間準幹線系統の休廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。 | | | | | |
| | 代表交通手段（鉄道、バス、自動車、船舶）のうち、公共交通の割合（公共交通分担率）の維持 | | 【目標設定理由】 公共交通の利用促進や、自動車利用から公共交通への利用転換等を図るため、ひょうご公共交通10ヵ年計画（平成25年3月策定）における評価指標である公共交通分担率を目標とした。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率（%） | | |
| | 補助対象系統数 | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 |
| 87系統 86系統 82系統 | | H24 H25 H26 | 87系統 (2,053千円) | 86系統 (2,340千円) | 82系統 (2,604千円) | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 公共交通分担率 | 35% | H32 | 10年毎に実施の京阪神都市圏パーソントリップ調査による (22年実績：35%) | | | | | |
| 評価結果 | 必要性 | ・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にある中、不採算路線での路線休廃止に繋がる恐れがあることから、路線休廃止により、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通手段を確保するため、輸送量等において国庫協調補助路線の要件を満たさない地域間準幹線系統について市町との協調制度により、維持確保を図る必要がある。 | | | | | | |
| | 有効性 | ・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にある中で、県の補助制度によって、地域間準幹線系統が維持されており、着実に成果があがっている。 | | | | | | |
| | 効率性 | ・利用者数の減少等により、国庫協調補助路線から県単補助路線に移行する系統が見込まれるため、系統当たりの事業に要するコストが増加しているが、補助限度を設定することにより、民間バス事業者に対して運行コストの増嵩の抑制と運賃収入の確保など、効率的な運行を促す仕組みとしている。 | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・バス利用者の減少により、民間事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。 ・このうち、輸送量が比較的小さい地域間準幹線系統は県の補助制度により、市町域内（H13.3.31時点の市町域）で完結する系統は市町の補助制度により支援を実施している。 | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の運賃負担を求めている。 ・民間バス事業者に対し、補助限度の設定により経営の効率化を求めるなど、負担の適正化に努めている。 | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | |
| 説明 | 市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他 | | | | | | | |
| | 超高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、市町を跨る広域的な幹線バス路線を維持しており、県としても引き続き補助を行う。 なお、平成26年度より、現市町域内で完結しているが合併前の旧市町域で複数市町に跨る系統のうち、財政力指数が高い市町については、本来の市町の役割を担うことが適当であるため、県と市町の負担割合を見直す。 | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|-------------------|---|------------------|------------------------|--------|--------|---------|
| 施策名 | 公共交通の利便性向上・利用促進 | | 所管部局課名 | 県土整備部県土企画局交通政策課 | | | | | |
| 事業名 | コミュニティバス運行総合支援事業 | | 担当者電話番号 | 地域交通係 078-362-3885 | | | | | |
| 事業目的 | 路線バス休廃止後の代替交通や公共交通空白地域等における地域住民の移動手段であるコミュニティバス路線の維持確保 | | | | | | | | |
| 事業内容 | <p>市町が運行経費の一部として、実質的に負担している額に対して支援する。</p> <p>①対象者 : 市町</p> <p>②対象路線 : 市町が主体となって作成した運行計画等により運行している系統等</p> <p>③補助対象経費 : 運行に伴う市町の負担額×0.2</p> <p>④補助限度 : 標準収支不足単価(181円/km)×実車走行キロ×0.2 標準収支不足単価(181円/km)×(県平均欠損率÷市町毎欠損率)×実車走行キロ×0.2 運行費用とみなし収入(=標準運賃195円/人×輸送人員)の差額×0.2</p> | | | 事業開始年度 | 平成16年度 | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (49,397千円) 49,397千円 | | (53,725千円) 53,725千円 | | (52,879千円) 52,879千円 | | | |
| | 人件費② | 1,602千円 | 従事人員 0.2人 | 1,580千円 | 従事人員 0.2人 | 1,583千円 0.2人 | | | |
| | 総コスト(①+②) | 50,999千円 | 従事人員 0.2人 | 55,305千円 | 従事人員 0.2人 | 54,462千円 0.2人 | | | |
| 事業の目標 | 補助対象系統数の維持 | | | [目標設定理由] 地域の実情にあわせて運行しているコミュニティバス路線を維持することにより、県民の移動手段を確保することができるため。 | | | | | |
| | 代表交通手段(鉄道、バス、自動車、船舶)のうち、公共交通の割合(公共交通分担率)の維持 | | | [目標設定理由] 公共交通の利用促進や、自動車利用から公共交通への利用転換等を図るため、ひょうご公共交通10ヵ年計画(平成25年3月策定)における評価指標である公共交通分担率を目標とした。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | 補助対象系統数(運行支援) | 322系統 371系統 324系統 | H24 H25 H26 | 322系統 (158千円) | 371系統 (149千円) | 324系統 (168千円) | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | 公共交通分担率 | 35% | H32 | 10年毎に実施の京阪神都市圏パーソントリップ調査による(22年実績:35%) | | | | | |
| 評価結果 | 必要性 | ・路線バス休廃止後の代替交通や公共交通空白地域等における高齢者等の移動手段としてコミュニティバスの運行の必要性は高いため、民間事業者単独での維持が困難な地域において、県民の移動手段の確保の観点から支援を行う必要がある。 | | | | | | | |
| | 有効性 | ・利用者の減少等により路線バスが休廃止する中で、その代替交通として市町が運行するコミュニティバスに対して補助することで運行が維持されており、着実に成果があがっている。 | | | | | | | |
| | 効率性 | ・系統の統廃合により系統数が減少するため、系統当たりの事業に要するコストが増加しているが、補助限度として標準的な収支不足単価等を設定し、市町に対して効率的な運行を促している。 (実車走行キロが増加しており、サービス水準は維持されている) | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・路線バス休廃止後の代替交通や公共交通空白地域等における移動手段として、民間事業者単独では維持が困難な路線に対して、補助を行っている。 ・市町や地域が主体となって運行を計画し、市町が運行経費の一部又は全部を負担する系統を補助対象としており、役割分担は適切に行われている。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・バス利用者に対し、地域の実情に応じた運賃負担を求めている。 ・100円均一等、路線バスと比較して低廉な運賃で運行しているために運行収入が低い市町に対して、適正な受益者負担を求める観点から、みなし収入を設定する等、負担の適正化に努めている。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | |
| 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他 | | | | | | | | |
| 説明 | PDCAサイクルによる評価・改善によりコミュニティバスの運行の効率化や活性化を図るため、コミュニティバスを運行する市町が地域住民とともに定めた運行見直し基準について、基準に基づく定期的な運行見直しの着実な実施を推進することで、効率的で効果的なコミュニティバスに対して、県としても引き続き支援を行う。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---|--|--------------|---|------------------|--------------------------|----------|--------|---------|------|
| 施策名 | 公共交通の利便性向上・利用促進 | | 所管部局課名 | 県土整備部県土企画局交通政策課 | | | | | | |
| 事業名 | 第三セクター鉄道安全性向上対策助成 | | 担当者電話番号 | 計画係 078-362-3884 | | | | | | |
| 事業目的 | 経営状況が厳しい第三セクター鉄道事業者が実施する安全性向上対策を支援することにより、鉄道利用者の安全輸送を確保する。 | | | | | | | | | |
| 事業内容 | 安全性向上対策に要する経費の一部を支援 ①対象者 : 経営状況が特に厳しく、必要な安全性確保対策が実施不可能となるおそれを有する第三セクター鉄道事業者 ②対象経費 : 列車運行上の安全性向上に寄与する設備更新・改良等経費 ③補助限度額 : 10,000千円 | | | 事業開始年度 | 平成15年度 | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | | |
| | 事業費① | (10,000千円) 10,000千円 | | (10,000千円) 10,000千円 | | (10,000千円) 10,000千円 | | | | |
| | 人件費② | 1,602千円 | 従事人員 0.2人 | 1,580千円 | 従事人員 0.2人 | 1,583千円 従事人員 0.2人 | | | | |
| | 総コスト(①+②) | 11,602千円 | 従事人員 0.2人 | 11,580千円 | 従事人員 0.2人 | 11,583千円 従事人員 0.2人 | | | | |
| 事業の目標 | ①責任事故を発生させない安全運行の実施 | | | [目標設定理由] 鉄道運行の安全性を確保し、責任事故を発生させないことが重要であるため。 | | | | | | |
| | ②安全性向上による利用者数の維持 | | | [目標設定理由] 安全運行の結果として、利用者が安心して利用できる環境を提供できるため。 | | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) | |
| | 責任事故件数 | 0件 | - | 0件 | 0件 | 0件 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |
| | 年間総輸送人員 | 2,000千人 | H26 | 1,870千人 (6千円) | 1,850千人 (6千円) | 2,000千人 (6千円) | 93.5% | 92.5% | 100.0% | |
| 評価結果 | 必要性 | ・京阪神と但馬地域等を結ぶ広域都市間交道路線として、また、通勤・通学等の沿線地域の日常生活を支える地域の足として、運行の安全性を確保する必要がある。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | ・鉄道施設の老朽化が進行する中で、安全性向上のための設備改良等を支援することにより、責任事故なく運行を維持している。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | ・補助限度額を設定することにより、鉄道事業者に輸送人員増の努力を促し、効率的な事業となる仕組みとしている。 | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・沿線自治体は車両キロ按分により支援を行っている。 ・鉄道の運行は事業者の責務で行うことが原則であり、安全運行を維持するため、事業者に対して更なる経営改善に向けた取り組みを求めているが、経営状況が厳しいことから収益向上につながりにくい安全性向上対策について支援を行っている。 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・鉄道利用者に対し、運行距離に応じた応分の運賃負担を求めている。 | | | | | | | | |
| 方向性 | 新規 | 拡充 | | | 継続 | | 実施手法の見直し | | | |
| | 廃止 | 縮小 | | 統合 | | 凍結(休止) | | 延長 | | 終期設定 |
| 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | | |
| 説明 | 広域都市間交道路線として、また通勤・通学等の地域の移動手段となっている鉄道運行の安全性について継続的に確保する必要があることから、沿線自治体である県においても補助を継続する。 | | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|---|---|--|------------------------|--|------------------|------------------|---------|-------|---------|--|
| 施策名 | 空港の有効活用・利便性向上 | | 所管部局課名 | 県土整備部県土企画局空港政策課 | | | | | | |
| 事業名 | 但馬路線運航対策事業 | | 担当者電話番号 | 運営企画係 078-362-3561 | | | | | | |
| 事業目的 | 但馬路線の運航維持による但馬地域と都市部を結ぶ高速交通手段の確保 | | | | | | | | | |
| 事業内容 | 但馬路線の運航で生じた前年度欠損について運航事業者に補助 | | | 事業開始年度 | 平成7年 | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度当初決算額 | 平成25年度当初予算額 | 平成26年度当初予算額 | | | | | | |
| | 事業費① | (0千円) 130,002千円 | (0千円) 120,000千円 | (0千円) 136,100千円 | | | | | | |
| | 人件費② | 801千円 従事人員 0.1人 | 790千円 従事人員 0.1人 | 791千円 従事人員 0.1人 | | 従事人員 0.1人 | | | | |
| | 総コスト(①+②) | 130,803千円 従事人員 0.1人 | 120,790千円 従事人員 0.1人 | 136,891千円 従事人員 0.1人 | | 従事人員 0.1人 | | | | |
| 事業の目標 | ①年間旅客数の安定的な確保 | | | [目標設定理由] 但馬路線の運航を継続するにあたり、安定的に利用者数を確保する必要があるため | | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率 (%) | | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) | |
| | 年間利用率 | 65.0% | - | 60.2% | 63.7% | 65.0% | 92.6% | 98.0% | 100.0% | |
| | 年間利用者数 | 29,709人 | - | 26,508人 (5千円) | 26,208人 (5千円) | 29,709人 (5千円) | 89.2% | 88.2% | 100.0% | |
| ※ 前年度欠損に対して補助を行うため、数値は前年度の実績（[例] 25年度見込みの数値は24年度実績） | | | | | | | | | | |
| 評価結果 | 必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪まで40分、東京まで最短で約2時間で移動できる但馬地域の貴重な高速交通手段であり、交流促進、産業活性化など但馬の地域振興に当路線の維持が必要である。 ・県による利用率50%以上の欠損相当額補償が運航条件(運航開始時の協議結果)であるため、路線維持には当補助事業の実施が必要である。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の目標達成見込みは厳しいものの県及び地元市町による路線のPRにより、年間旅客数及び利用率は昨年度より増加している。平成26年度は目標達成に向け一層の利用促進に取り組み、安定した利用者の確保に努める。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ・県・地元市町による路線PRに加え、航空会社においても、利便性向上のためのダイヤ見直しを行い利用者確保に努めるなど運航の効率化を図っている。 ・目標利用率65%を設定することにより、航空会社の経営合理化を促すことで補助額の抑制を図っており、効率的な事業実施が行われている。 | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> ・県・地元市町共同で路線のPRを行っているほか、航空会社はダイヤ見直しなどの運航効率化、地元市町は運賃助成・アクセスバス・欠航代替バス運行等の利用促進策を独自に実施しており、また利用率50%未満相当の欠損については地元市町が負担するなど役割分担は適切に行われている。 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・路線利用者は航空会社が設定した運賃を負担している。 ・県補助額は運賃値下げのための原資として活用していないことから、適正な負担となっている。 | | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| 説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・但馬地域における高速交通手段として但馬路線の維持が必要であることから、継続実施する。 ・目標利用率65%の安定的維持に向け一層の利用促進を図るとともに、航空会社の経営合理化を促すことにより、補助額(欠損額)の削減に努める。 | | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---|--|-----------------|--|-----------------|------------------------|--------|-------|-------------|
| 施策名 | 福祉のまちづくり条例に基づく施設整備等の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部まちづくり局都市政策課 | | | | | |
| 事業名 | ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業 (活動費助成) | | 担当者電話番号 | 福祉のまちづくり係 078-362-4298 | | | | | |
| 事業目的 | 福祉のまちづくり基本方針に基づき、ハード・ソフト両面からの面的な福祉のまちづくりを総合的に推進する。 | | | | | | | | |
| 事業内容 | 福祉のまちづくりを総合的に推進するため、ハード・ソフト両面でのまちづくりを重点的に実施する地域を「ユニバーサル社会づくり推進地区」として地区指定するとともに支援を行い、全市町での展開をめざす。 推進地区内の事業展開の中心となる協議会活動の質的な充実や、次の活動へつなげる検証等を行う活動費を市町に対して助成 ・補助基本額：600千円 ・負担割合：市町1/2、県1/2 ・助成期間：5年間 (優れた活動実績のある場合には、助成期間を延長) | | | 事業開始年度 | 平成18年度 | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (821千円) 1,641千円 | | (2,700千円) 5,400千円 | | (1,950千円) 3,900千円 | | | |
| | 人件費② | 801千円 | 従事人員 0.1人 | 790千円 | 従事人員 0.1人 | 791千円 0.1人 | | | |
| | 総コスト (①+②) | 2,442千円 | 従事人員 0.1人 | 6,190千円 | 従事人員 0.1人 | 4,691千円 0.1人 | | | |
| 事業の目標 | ユニバーサル社会づくり推進地区の指定拡大 | | | 【目標設定理由】 推進地区を指定のうえ、市町・住民等の協働による協議会を設置し、ハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを重点的に実施するため、全県ビジョンに基づき指標を設定 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26 (目標) |
| | ユニバーサル社会づくり推進地区指定数 | 41地区 | H29 | 23地区 (106千円) | 25地区 (248千円) | 29地区 (162千円) | 56.1% | 61.0% | 70.7% |
| ハード・ソフト両面から活動を行っている地区数(事業プラン策定地区数) | 41地区 | H33 | 20地区 (122千円) | 21地区 (295千円) | 25地区 (188千円) | 48.8% | 51.2% | 61.0% | |
| 評価結果 | 必要性 | 高齢者、障害者等をはじめ、誰もが安心して暮らし、元気に活動できる社会の実現を図るため、市町・住民等の協働によるハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを支援していく必要がある。 | | | | | | | |
| | 有効性 | 新たな地区指定を行うとともに、各地区において、住民と行政による協議会を中心に様々な活動が展開されており、着実に成果があがっている。 | | | | | | | |
| | 効率性 | 地元の協議会が本格的に活動を開始した結果、事業量が増加し、1地区あたりのコストが増加しているが、1団体あたりの補助上限額を定めるとともに、経費節減を各団体に働きかけている。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | 地域の実情に応じた取り組みとして、市町と地元・民間団体の協働による協議会形式で事業実施を行うとともに、県・市町双方で経費負担を行っており、適切な役割分担を行っている。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | 福祉のまちづくりは、誰もがいきいきと暮らすための取り組みであり、特定の受益者負担を求める性格のものではない。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 廃止 | 拡充 縮小 | 継続 統合 | 凍結(休止) | 実施手法の見直し 延長 終期設定 | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 事務改善 その他 | | | |
| 説明 | 福祉のまちづくり基本方針に基づき、ハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを総合的に推進するため、申請見込みに応じて、協議会活動への助成を行う。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|--|--------------------------|----------------------|-----------|-------|---------|
| 施策名 | 公共交通バリアフリー化の促進 | | 所管部局課名 | 県土整備部まちづくり局都市政策課 | | | | |
| 事業名 | 公共交通バリアフリー化促進事業 | | 担当者電話番号 | 福祉のまちづくり係 078-362-4298 | | | | |
| 事業目的 | 公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図り、誰もが安心して暮らせる環境を実現する。 | | | | | | | |
| 事業内容 | (1) 鉄道駅舎エレベーター等設置補助 ①補助対象者：民間鉄道事業者 ②補助対象施設：エレベーター、エスカレーター、スロープ、階段昇降機 ③補助対象工事：上記設置工事及びその関連工事（障害者対応トイレ、情報提供機器等） ④負担割合：国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 | | | 事業開始年度 | 平成11年度 | | | |
| | (2) ノンステップバス等購入補助 ①補助対象者：民間バス事業者 ②補助対象：ノンステップバス、リフト付きバス ③負担割合：ワンステップバス通常車両価格との差に対し、国1/2、県1/4、市町1/4 | | | | 平成5～10年度は地域福祉基金による補助 | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | 平成25年度当初予算額 | 平成26年度当初予算額 | | | | |
| | 事業費① | (46,852千円) 46,852千円 | (103,797千円) 103,797千円 | (148,003千円) 148,003千円 | | | | |
| | 人件費② | 6,406千円 | 6,318千円 | 6,330千円 | 従事人員 | 0.8人 | | |
| | 総コスト(①+②) | 53,258千円 | 110,115千円 | 154,333千円 | 従事人員 | 0.8人 | | |
| 事業の目標 | ① 鉄道駅舎のバリアフリー化促進 | | [目標設定理由] 公共交通機関の利用の利便性・安全性を確保するため、福祉のまちづくり基本方針に基づき、対象駅のバリアフリー化の促進を目指す必要があるため | | | | | |
| | ② 乗合バスのノンステップバス化促進 | | [目標設定理由] 公共交通機関の利用の利便性・安全性を確保するため、福祉のまちづくり基本方針に基づき、乗合バスのノンステップバス化の促進を目指す必要があるため | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | 1日の平均乗降客数3千人以上5千人未満の駅のバリアフリー化率 | 70% | H27 | 50% | 56% | 61% | 71.4% | 80.1% |
| 乗合バス※に対するノンステップバス導入率 ※適用除外認定車両を除く | 60% | H27 | 55% | 56% | 58% | 91.3% | 93.9% | 96.6% |
| 評価結果 | 必要性 | ・高齢者や障害者の社会参加を積極的に促すためには、移動の自由が確保保障されること、とりわけその拠点となる公共交通機関の早急なバリアフリー化が必要である。 ・ノンステップバスやリフト付きバス車両と一般バス車両には大きな価格差があり、導入促進のためには、財政的支援が必要である。 | | | | | | |
| | 有効性 | ・鉄道事業者も駅舎のバリアフリー化のため改修工事を進めており、着実に成果があがっている。 ・ノンステップバスの普及率を向上させるために、バス事業者もノンステップバスの導入を進めており、成果が上がっている。 | | | | | | |
| | 効率性 | ・鉄道駅舎のバリアフリー化率については、1駅当たりの改修単価は異なるが、エレベーター設置基数等に応じて補助限度額を設定し、効率的な執行が行われている。 ・ノンステップバスの導入率については、指標単位当たりのコストは増加しているが1台当たりの導入コストは概ね同額であり、効率的な執行が行われている。 | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・事業者の事業に対し、国、県、市町が応分の負担により補助をしていることから、役割分担は適正に行われている。 ・民間事業者の整備計画は、経営動向に左右されざるを得ないが、厳しい経営環境の中、当該補助を活用し、バリアフリー化に努めている。 | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・事業者にも負担を求めるとともに、公共交通機関として利用者が不特定多数に及ぶことから国・県・市町が一定の負担を行っており、負担の適正化が図られている。 | | | | | | |
| 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | | 実施手法の見直し | | | |
| | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | |
| 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 その他 | | |
| 説明 | 福祉のまちづくり基本方針に基づき、鉄道駅舎のエレベーター等設置補助及びノンステップバス等の購入補助を継続する。 | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|--------------|--|---------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|------------------|--|
| 施策名 | 住宅におけるバリアフリー化の促進 | | 所管部局課名 | 県土整備部まちづくり局都市政策課 健康福祉部社会福祉局高齢社会課 | | | | | | |
| 事業名 | 人生80年いきいき住宅改造助成費 | | 担当者電話番号 | 福祉のまちづくり係 078-362-4298 介護事業者係 078-362-9117 | | | | | | |
| 事業目的 | 高齢者等対応の住宅ストックを充実し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを推進する。 | | | | | | | | | |
| 事業内容 | (1)住宅改造・一般型 ①対象者：高齢者(60歳以上)又は身体障害者のいる世帯(増改築を伴う場合は、これらの者と同居しようとする世帯も含む) ②補助要件：3箇所以上の改造(必須工事の実施を含む)。(増改築を伴う場合は、浴室・洗面所、便所、寝室、通路のバリアフリー化が必須) ③助成対象工事費限度額：1,000千円/世帯(増改築を伴う場合は、対象限度額1,500千円を追加助成) (2)住宅改造・特別型 ①対象者：介護保険の要介護又は要支援認定を受けた被保険者のいる世帯、又は身体障害者のいる世帯(増改築を伴う場合は、これらの者と同居しようとしている世帯を含む) ②補助要件：住まいの改良相談員の承認 ③助成対象工事費限度額：介護保険制度等の他制度住宅改修費とあわせ1,000千円/世帯(増改築を伴う場合は、対象限度額1,500千円を追加助成) (3)共同住宅(分譲)共用型 ①対象者：平成14年9月以前に建築された21戸以上の分譲共同住宅の管理組合 ②補助要件：福祉のまちづくり条例に適合し、かつ指定する必須工事の実施 ③助成対象工事費限度額：1,000千円/棟 | | | 事業開始年度 | 平成7年度 | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | | |
| | 事業費① | (282,163千円) 314,267千円 | | (274,550千円) 354,950千円 | | (313,850千円) 362,500千円 | | | | |
| | 人件費② | 4,805千円 | 従事人員 0.6人 | 4,739千円 | 従事人員 0.6人 | 4,748千円 従事人員 0.6人 | | | | |
| | 総コスト(①+②) | 319,072千円 | 従事人員 0.6人 | 359,689千円 | 従事人員 0.6人 | 367,248千円 従事人員 0.6人 | | | | |
| 事業の目標 | 住宅のバリアフリー化の推進 | | | [目標設定理由] 長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを行うためには、高齢者等対応住宅ストックを充実させる必要があるため、福祉のまちづくり基本方針に基づき指標を設定 | | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | | |
| | 人生80年いきいき住宅改造件数(H21-累計)(高齢者居住の住宅バリアフリー化率65%(H27)達成に必要な件数) | 17,090件 | H27 | 8,816件 (+2,364件) (135千円) | 11,590件 (+2,774件) (130千円) | 14,390件 (+2,800件) (131千円) | H24 51.6% | H25 67.8% | H26(目標) 84.2% | |
| 評価結果 | 必要性 | ・高齢者等が自宅で長く自立して生活し、また介護者の負担を軽減するためにも、バリアフリー化住宅改造を進めることは社会的な要請である。 ・その改造に要する費用の一部を支援することにより、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを推進する必要がある。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | ・住宅のバリアフリー化を計画的に進めることで、高齢者等が長く自立して生活でき、介護の負担の軽減に資する。 ・補助件数が増加傾向にあり、着実に成果が上がっている。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | ・改造箇所ごとに限度額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。 | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・バリアフリー改造を実施する県民に対し、身近な窓口である市町が助成を行い、市町に対し県が支援している。 ・所得に応じた負担区分により、住宅のバリアフリー化を促進していることから、役割分担は適正に行われている。 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・県民、市町、県のそれぞれが応分の負担をして住宅のバリアフリー化を促進することにより、高齢者対応住宅のストックの充実を図っている。 ・また、対象者には所得に応じた負担を求めており、受益と負担の適正化を図っている。 | | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| 説明 | 本格的な高齢化社会の到来を踏まえ、高齢者等にやさしく、介護者負担も軽減されるバリアフリー化住宅改造の推進を図るため、引き続き、住宅改造への助成を実施する。 | | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|-------------|--|---|--------------|--|---------------------------------|------------------------------------|--------|-------|---------|
| 施策名 | 県民まちなみ緑化事業の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部まちづくり局都市政策課 | | | | | |
| 事業名 | 県民まちなみ緑化事業 | | 担当者電話番号 | 緑化政策係 078-362-3563 | | | | | |
| 事業目的 | 都市地域の環境の改善や防災性の向上 | | | | | | | | |
| 事業内容 | 県民緑税を活用して、住民団体等が緑化活動を行うことにより、都市地域の環境改善・防災性向上を図る。 ①対象地域：市街化区域、用途地域、まちの区域など ※住民団体が公共用地で実施する場合は、都市計画区域、まちの区域、さとの区域 ②対象者：住民団体、個人、法人 ③補助対象経費、補助率 住民団体(公共用地)：(緑化資材費+自主施工困難な施工費)×10/10以内 個人・法人等：(全体経費(緑化資材費+施工費))×1/2以内 | | | | 事業開始年度 | 平成18年度 | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (0千円) 316,400千円 | | (0千円) 640,000千円 | | (0千円) 640,000千円 | | | |
| | 人件費② | 48,048千円 | 従事人員 6.0人 | 47,388千円 | 従事人員 6.0人 | 47,478千円 6.0人 | | | |
| | 総コスト(①+②) | 364,448千円 | 従事人員 6.0人 | 687,388千円 | 従事人員 6.0人 | 687,478千円 6.0人 | | | |
| 事業の目標 | 県民主体の緑化活動の推進 | | | 【目標設定理由】 ひようご花緑創造プランの実現に向け、参画と協働による都市緑化を推進するため、本事業による県民主体の緑化活動を目標として設定。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | 緑化面積(累計) | 120ha | H27 | 79.5ha (+11.1ha) (32,833千円) | 95ha (+15.5ha) (44,348千円) | 106.5ha (+11.5ha) (59,781千円) | 66.3% | 79.2% | 88.8% |
| 評価結果 | 必要性 | ・県民緑税の貴重な財源を活用し、都市地域における県民主体の緑化活動を推進していくことで、ヒートアイランド現象の緩和など、都市の環境改善や防災性の向上等に役立てていく必要がある。 | | | | | | | |
| | 有効性 | ・平成18年度の事業開始からこれまでに約95haもの県民主体の緑化活動が実施されており、緑化可能な土地が限定されている都市部での着実な成果があがっている。 | | | | | | | |
| | 効率性 | ・1件あたりの補助上限額を定めるとともに、単位面積あたりの上限額を設けるなど、コストを抑制した効率的な事業展開を図っている。 ・適切な維持管理を行うために必要な用具類及び設備の補助対象をH25年度より拡充したため、1件あたりの補助申請額が増加した。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・市町が緑化計画を策定し、その計画に基づき、県民緑税による県民主体による緑化活動への支援が行われており、適正な役割分担となっている。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・県民緑税による収入は、県土の約7割を占める森林地域と約3割を占める都市地域とで、その比率に応じた配分がなされ、それぞれに「災害に強い森づくり」、「県民まちなみ緑化事業」として事業が実施されており、受益と負担の適正化が図られている。 ・住民団体が公共用地で実施する場合と個人・法人等が実施する場合で、補助率を違えており、公共性という視点からも受益と負担の適正化がなされている。(参考：住民団体が公共用地で実施する場合：10/10以内、個人・法人等：1/2以内) | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | ⓧ <u>拡充</u> | 継続 | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | |
| 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| 説明 | 県民緑税条例により、用途・期間が限定されており、県民の参画と協働による都市部での環境改善、防災性の向上等に役立てるため、26年度も継続して実施することとする。なお、26年度からは、小規模な校園庭・ひろばの芝生化に対する1㎡あたりの補助限度額を増額し、より活用しやすい制度へと拡充する。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|---------------------------|--|-----------------------------|----------------------------|--------|-------|---------|
| 施策名 | 緑化基金事業の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部まちづくり局都市政策課 | | | | | |
| 事業名 | 緑化基金助成費 | | 担当者電話番号 | 緑化政策係 078-362-3563 | | | | | |
| 事業目的 | 県が公共事業等によって減少させた緑を回復し、緑の保全と創出を図る。 | | | | | | | | |
| 事業内容 | 県が公共事業等によって減少させた森林面積に応じて、緑を回復する費用を緑化基金に拠出 ①拠出額：直近5年間に減少させた森林面積の年平均に対応する額 ②単価：500円/㎡ | | | 事業開始年度 | 昭和62年度 | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (76,100千円) 76,100千円 | | (93,700千円) 93,700千円 | | (101,000千円) 101,000千円 | | | |
| | 人件費② | 1,602千円 | 従事人員 0.2人 | 1,580千円 | 従事人員 0.2人 | 1,583千円 従事人員 0.2人 | | | |
| | 総コスト(①+②) | 77,702千円 | 従事人員 0.2人 | 95,280千円 | 従事人員 0.2人 | 102,583千円 従事人員 0.2人 | | | |
| 事業の目標 | 県下の花緑活動の着実な推進 | | | 【目標設定理由】 参画と協働の理念に基づき、緑の保全と創出を図るため、県民による花緑活動の推進を目標とし、21世紀兵庫長期ビジョンのフォローアップ指標の目標年度(H29年度)にあわせ指標を設定。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | 緑化資材を提供した団体数(H21年度からの累計) | 5,626団体 | H29 | 2,626団体(+677団体) (115千円) | 3,347団体(+721団体) (132千円) | 4,247団体(+900団体) (114千円) | 46.7% | 59.5% | 75.5% |
| 緑化基金を用いて整備した花壇数(H21年度からの累計) | 9,000箇所 | H29 | 3,949箇所(+979箇所) (79千円) | 5,010箇所(+1,061箇所) (90千円) | 6,234箇所(+1,224箇所) (84千円) | 43.9% | 55.7% | 69.3% | |
| 評価結果 | 必要性 | ・県が公共事業等によって減少させた緑の機能を回復させるための費用として緑化基金に拠出している。 ・県下の花・緑活動団体の緑化活動を支援する事業の財源として活用しており、公共事業等により減少した緑の保全と創出を図るために必要である。 | | | | | | | |
| | 有効性 | ・緑化基金を財源として、県民の参画と協働による持続型の花緑活動を継続して支援することにより、着実に成果があがっている。 | | | | | | | |
| | 効率性 | ・緑化基金を財源とし、団体によるローコストで持続性のある花・緑活動が行われるよう事業を実施している。 ・持続性のある花・緑活動への転換が図られていることから、効率的に事業が実施されている。 ・H25年度はH24年度に比べ、住民団体の緑化活動が活発となっており、花壇1箇所あたりの緑化資材費が増えた影響により、実績単価が増加した。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・開発に伴う森林面積の減少に応じた負担として、公共事業等による減少面積分を拠出するとともに、民間開発分として徴収した協力金とあわせて緑化基金として運用し、市町と連携を図りながら緑化事業を実施している。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・公共事業等により減少させた緑資源の回復を図るため、広く県土の緑化推進事業の財源として活用されており、特定の受益者のための事業ではないため、受益者負担原則にはなじまないものである。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | |
| 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| 説明 | 県が公共事業等によって減少させた緑の量に応じた負担額となっており、県民の参画と協働によって緑の保全・創出を図るものであるため、継続する。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|---|--------------|----------------------|---|----------------------|-----------------|--------|-------|---------|
| 施策名 | | 宅地耐震化の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部住宅建築局建築指導課 | | | | | |
| 事業名 | | 宅地耐震化推進事業（大規模盛土造成地抽出調査） | | 担当者電話番号 | 審査係 078-362-3646 | | | | | |
| 事業目的 | | 地震時に被害が発生すると予想される大規模盛土造成地を抽出し、宅地被害を防止するための宅地耐震化を推進する。 | | | | | | | | |
| 事業内容 | | ○大規模盛土造成地の抽出 ・事業内容：簡易ボーリング調査 ・調査箇所：県内すべての市町（政令市、中核市、特例市及び事務処理市を除く） ・実施主体：県 ・負担割合：国1/3、県2/3 ○大規模盛土造成地マップの公表 ○宅地耐震化技術検討委員会の設置 | | | | 事業開始年度 | 平成20年度 | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | | |
| | 事業費① | (3,287千円) 4,787千円 | | (3,949千円) 5,797千円 | | (3,925千円) 5,760千円 | | | | |
| | 人件費② | 4,004千円 | 従事人員 0.5人 | 3,949千円 | 従事人員 0.5人 | 3,957千円 | 従事人員 0.5人 | | | |
| | 総コスト(①+②) | 8,791千円 | 従事人員 0.5人 | 9,746千円 | 従事人員 0.5人 | 9,717千円 | 従事人員 0.5人 | | | |
| 事業の目標 | | 県内すべての市町（政令市、中核市、特例市及び事務処理市を除く）で大規模盛土造成地の抽出調査を実施する。併せて、抽出した大規模盛土造成地の位置等を示すマップを作成する。 | | | [目標設定理由] 宅地耐震化のためには、すべての市町（政令市、中核市、特例市及び事務処理市を除く）において、危険な大規模盛土造成地を把握する必要がある。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | | 調査箇所数 | 80箇所 | H26 | 53箇所 (440千円) | 68箇所 (626千円) | 80箇所 (810千円) | 66.3% | 85.0% | 100% |
| | | マップの公表 | 1式 | H26 | - | - | 1式 | - | - | 100% |
| 評価結果 | 必要性 | ・発生が予測される東南海地震等に備え、県民の安全安心を確保するため早期に宅地の耐震化を図る必要がある。 ・学識経験者の知見を得て、専門的・技術的に宅地の安全性を判断するための基礎資料とする必要がある。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | ・調査によって抽出された大規模盛土造成地の情報は、効率的な宅地パトロールや被災時に危険度判定を優先的に実施するべき。行政機関の宅地防災情報として有効に活用される。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | ・既存の地図データ等の活用、将来の円滑な安全確認調査実施のため宅地耐震化技術検討委員会を開催するとともに地域情報に明るい調査対象市町に協力を求めつつ効率的な執行を図っている。 ・平成26年度は、道路復旧等の施工が必要な調査箇所が含まれているため、平成25年度と比較し1箇所当たりのコストが増加している。 | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | (県が宅地造成許可権限を有している市町) 事業主体→県 土地所有者等との協議、調整等→地元市町 (宅地造成許可権限を有する市(政令市、中核市、特例市及び事務処理特例市)) 事業主体、地元調整等→すべて権限を有する市町 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・現在実施している大規模盛土造成地の抽出調査(第1次スクリーニング)及び平成27年度以降に予定している大規模盛土造成地の安全確認調査(第2次スクリーニング)は、県と市町で実施しているが、調査結果により耐震化工事等の対策が必要になる場合、工事の実施主体は土地所有者等になり工事費の負担が生じる(国、地方公共団体の補助制度有り)。 | | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| | 説明 | 独自で取組みをすすめる政令市、中核市、特例市及び事務処理市とも連携し、全市町で宅地の安全性を確認するよう率先して事業推進するとともに、抽出された造成地について統一された基準をもって安全性を判断するため、調査を継続実施する。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|-----------------|---------------------------|---------|-------|--------|
| 施策名 | 建築物耐震化の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部住宅建築局建築指導課 | | | | | |
| 事業名 | わが家の耐震改修促進事業 | | 担当者電話番号 | 防災耐震係 078-362-4340 | | | | | |
| 事業目的 | ①現在の耐震基準に満たない住宅の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し住民等の安全を確保する。 ②わが家の耐震改修促進事業により、住宅の耐震改修工事を促進し、危険住宅を減少させる。 | | | | | | | | |
| 事業内容 | 住宅の耐震性能向上を図るため、昭和56年5月以前着工の住宅の所有者に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を助成 従来の制度に加えて、平成26年度から地震に際して瞬時に倒壊しない程度の簡易な改修工事において、計画策定と改修工事をパッケージ化し、定額補助とした制度を実施 | | | 事業開始年度 | 平成15年度 | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (136,478千円) 282,280千円 | | (185,900千円) 371,800千円 | | (198,300千円) 396,600千円 | | | |
| | 人件費② | 7,207千円 | 従事人員 0.9人 | 7,108千円 | 従事人員 0.9人 | 7,122千円 従事人員 0.9人 | | | |
| | 総コスト (①+②) | 289,487千円 | 従事人員 0.9人 | 378,908千円 | 従事人員 0.9人 | 403,722千円 従事人員 0.9人 | | | |
| 事業の目標 | 住宅の耐震化の促進 | | | 【目標設定理由】 耐震改修促進計画における平成27年の住宅耐震化率の目標97%の達成のため、耐震改修工事を促進する必要がある。また、避難時間を確保するための、瞬時に倒壊しない程度の簡易な耐震改修を促進する。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率 (%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26 |
| | 耐震改修の支援 (計画策定、改修工事) | 1,000戸/年 | H26 | 1,006戸 (288千円) | 911戸 (409千円) | 1,000戸 (368千円) | 100.6% | 91.1% | 100.0% |
| | 簡易な耐震改修の支援 (計画策定、改修工事) | 140戸 | H27 | —戸 (—千円) | —戸 (—千円) | 70戸 (507千円) | — | — | 50.0% |
| 住宅の耐震化率 | 97% | H27 | 平成20年時点の耐震化率は82%。 平成27年度に耐震化率を算出して公表予定。 | | | | | | |
| 評価結果 | 必要性 | ・南海トラフ巨大地震等に備えるため、住宅所有者が実施する耐震改修工事を促進する必要がある。 | | | | | | | |
| | 有効性 | ・住宅の耐震改修工事を促進することは、県民の生命を守り、財産を保全する上で有効である。 ・簡易な耐震改修の支援については、避難時間を確保することにより、県民の生命を守る上で、有効である。 | | | | | | | |
| | 効率性 | ・H25見込みは、補助限度額を引き上げたこと等により1戸あたりの単価が実績で増額しているが、対象建物の耐震性能に応じた適切な上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全県的に同一水準の補助で耐震化事業を展開するため、県が事業を実施する。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・国、県及び市町、所有者で負担する。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 終期設定 | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 事務改善 (その他) | | | |
| 説明 | 県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の住宅耐震化率97%とする目標を達成するため、平成27年度まで継続実施する。 併せて実施する簡易な耐震改修の支援については、2年間で140戸実施を目標とする。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|--|---|-----------------|------------------------|--------|-------|--------|--|
| 施策名 | 建築物耐震化の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部住宅建築局建築指導課 | | | | | | |
| 事業名 | 簡易耐震診断推進事業 | | 担当者電話番号 | 防災耐震係 078-362-4340 | | | | | | |
| 事業目的 | ①現在の耐震基準に満たない住宅の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し住民等の安全を確保する。 ②県民の防災意識を高め、対象住宅の耐震改修工事を促進するため、その前提となる耐震診断を促進する。 | | | | | | | | | |
| 事業内容 | 既存民間住宅の耐震診断を推進するため、住宅所有者の求めに応じて、耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する市又は町が負担する費用の一部を助成 | | | 事業開始年度 | 平成17年度 | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | | |
| | 事業費① | (8,656千円) 8,656千円 | | (37,125千円) 37,125千円 | | (37,125千円) 37,125千円 | | | | |
| | 人件費② | 1,602千円 | 従事人員 0.2人 | 1,580千円 | 従事人員 0.2人 | 1,583千円 0.2人 | | | | |
| | 総コスト(①+②) | 10,258千円 | 従事人員 0.2人 | 38,705千円 | 従事人員 0.2人 | 38,708千円 0.2人 | | | | |
| 事業の目標 | 簡易耐震診断の促進 | | | 【目標設定理由】 耐震改修促進計画における平成27年の住宅耐震化率の目標97%の達成のため、耐震改修工事の前提となる耐震診断を促進し、県民の防災意識を高める必要がある。 | | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26 | |
| | 簡易耐震診断実施戸数 | 5,500戸/年 | H26 | 2,172戸 (5千円) | 3,394戸 (4千円) | 5,500戸 (7千円) | 39.5% | 61.7% | 100.0% | |
| 住宅の耐震化率 | 97% | H27 | 平成20年時点の耐震化率は82%。 平成27年度に耐震化率を算出して公表予定。 | | | | | | | |
| 評価結果 | 必要性 | ・阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえ、発生が危惧される東南海・南海地震に備えるため、住宅所有者の耐震改修工事への動機付けとして、市町が実施する簡易耐震診断推進事業に要する費用の一部を支援する必要がある。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | ・自らが居住する住宅の耐震性を把握し、耐震改修工事の動機付けとすることは、県民の生命を守り、財産を保全する上で有効である。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | ・普及啓発の一環として市町が自主事業として行っているが、住宅所有者としての自主性を高めるため、補助金額を定額としたうえで申込者に1割の負担を求め、コストを抑制し、効率的に実施している。(毎年度の予算は、主たる対象である戸建住宅ベースで計上するため、戸当たり単価の低い共同住宅を含む実績単価よりも高くなっている。) | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・簡易耐震診断を推進するためには、住宅所有者へのきめ細かな呼びかけ等地域に根ざした取り組みが必要であることから、市町が事業を実施する。 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・国、県及び市町、所有者で負担する。 | | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| 説明 | 県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の住宅耐震化率97%とする目標を達成するため、平成27年度まで継続実施する。 | | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|--|---|-----------------|------------------|---------|------|--------|--|
| 施策名 | 建築物耐震化の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部住宅建築局建築指導課 | | | | | | |
| 事業名 | 多数利用建築物等の耐震化助成事業 | | 担当者電話番号 | 防災耐震係 078-362-4340 | | | | | | |
| 事業目的 | ①多数の者が利用する施設等の耐震性能の向上を図り、県民の災害時の安全を確保する。 ②施設所有者の防災意識を向上させ、民間建築物の耐震化を促進する。 | | | | | | | | | |
| 事業内容 | 1 多数の者が利用する施設耐震診断助成事業 災害時の拠点となる施設の耐震化を促進するため、民間の学校・病院・福祉施設の耐震診断に要する費用の一部を補助する。 2 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業 災害時の影響が大きく、耐震診断の義務付けの対象とされている大規模多数利用建築物等の耐震化を促進するため、当該建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事等に要する費用の一部を補助する。 | | | 事業開始年度 | 平成19年度 | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | 平成25年度当初予算額 | 平成26年度当初予算額 | | | | | | |
| | 事業費① | (1,307千円) 1,307千円 | (5,250千円) 5,250千円 | (88,340千円) 88,340千円 | | | | | | |
| | 人件費② | 801千円 | 790千円 | 6,330千円 | 従事人員 0.8人 | | | | | |
| | 総コスト(①+②) | 2,108千円 | 6,040千円 | 94,670千円 | 従事人員 0.8人 | | | | | |
| 事業の目標 | ①多数の者が利用する施設の耐震化の促進 | | | 【目標設定理由】 耐震改修促進計画における平成27年の多数利用建築物の耐震化率の目標92%の達成のため、耐震改修工事の前提となる耐震診断を促進し、建築物所有者の防災意識を高める必要がある。 | | | | | | |
| | ②耐震改修促進法による耐震診断義務付け対象である大規模多数利用建築物等の耐震化の促進 | | | 【目標設定理由】 耐震改修促進法の改正に対応し、多数利用建築物のうち、特に災害時の影響が大きい大規模多数利用建築物等の耐震化を促すため、耐震診断等の実施を促進させる必要がある。 | | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率 (%) | | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26 | |
| | 多数の者が利用する施設耐震診断助成事業による支援棟数(診断) | 21棟/年 | H26 | 6棟 (351千円) | 1棟 (1,040千円) | 21棟 (321千円) | 28.6% | 4.8% | 100.0% | |
| | 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業による支援棟数(累計)(診断、設計、改修等) | 204棟 | H32 | - | - | 68棟 (1,293千円) | - | - | 33.3% | |
| 多数利用建築物の耐震化率 | 92% | H27 | 平成22年時点の耐震化率は78%。 平成27年度に耐震化率を算出して公表予定。 | | | | | | | |
| 評価結果 | 必要性 | ・南海トラフ巨大地震等に備えるため、災害時に与える影響が大きい、多数の者が利用する建築物の耐震化促進のため、市町が実施する耐震診断等への補助に要する費用の一部を支援する必要がある。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | ・南海トラフ巨大地震等の大地震の発生が危惧される状況の中、多数の者が利用する施設や避難弱者が利用する施設などの耐震化が促進されることから、減災の観点から有効である。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | ・H25見込みは1棟の補助実績であり、人件費を含んだ単価は高くなっているが、補助対象建築物を限定するとともに、補助金に上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。 | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・市町が事業実施主体であるため、該当する建築物のある市町に事業の実施を働きかけるとともに、民間には一定の受益者負担を求めている。 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・国、県及び市町、所有者で負担する。 | | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| 説明 | 県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の多数利用建築物耐震化率92%とする目標を達成するため、平成27年度まで事業を実施する。 耐震改修促進法の改正に伴い創設された耐震診断の義務付け対象施設(大規模多数利用建築物等)の耐震診断を着実に実施させるため、既存制度を拡充して実施する。 また、早期の対応が求められることから、診断後に実施される補強設計、改修工事についてもあわせて既存制度を拡充する。 | | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|--------------|--|---------------|------------------------|----------|-------|-------|--|
| 施策名 | 建築物耐震化の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部住宅建築局建築指導課 | | | | | | |
| 事業名 | 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業 | | 担当者電話番号 | 防災耐震係 078-362-4340 | | | | | | |
| 事業目的 | ①緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図り、災害時の緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保する。 ②施設所有者の防災意識を向上させ、民間建築物の耐震化を促進する。 | | | | | | | | | |
| 事業内容 | 災害時における緊急物資の輸送、避難路の確保の観点から、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震診断、耐震補強設計又は耐震改修工事等に要する費用の一部を補助する。 | | | 事業開始年度 | 平成23年度 | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | | |
| | 事業費① | (1,100千円) 1,100千円 | | (0千円) 21,150千円 | | (21,600千円) 21,600千円 | | | | |
| | 人件費② | 801千円 | 従事人員 0.1人 | 790千円 | 従事人員 0.1人 | 791千円 0.1人 | | | | |
| | 総コスト (①+②) | 1,901千円 | 従事人員 0.1人 | 21,940千円 | 従事人員 0.1人 | 22,391千円 0.1人 | | | | |
| 事業の目標 | ①緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 | | | 【目標設定理由】 道路閉塞のおそれのある緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断等の実施を促進するため、耐震診断補助の対象棟数の推計値を元に申請見込み棟数を設定。 | | | | | | |
| | ②市町による制度の創設 | | | 【目標設定理由】 市町が事業実施主体であり、事業の推進のために対象市町に制度の創設を働きかける必要がある。 | | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率 (%) | | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26 | |
| | 耐震化支援棟数(累計) (診断、設計、改修等) | 33棟 | H27 | 2棟 (951千円) | 4棟 (962千円) | 13棟 (2,488千円) | 6.1% | 12.1% | 39.4% | |
| | 市町制度創設率 | 100% | H27 | 平成26年度に対象施設の調査を行って対象市町及び目標を設定する予定。(平成25年時点の制度創設市町は6市) | | | | | | |
| 評価結果 | 必要性 | ・災害時における緊急物資の輸送や住民の円滑な避難の確保を行うためには、災害時においても緊急輸送道路をすぐに使用できる状態とする必要があることから、道路を閉塞する可能性の高い建築物に対して市町が実施する耐震化助成事業に要する費用の一部を支援する必要がある。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | ・南海トラフ巨大地震等の大地震が切迫する状況の中、大規模災害時における緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保することは、減災の観点から有効である。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | ・補助金に上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。 (26年度は補助単価の高い工事費補助について予算措置されているため、25年度の単価と比べて高くなっている。) | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・市町が事業実施主体であるため、該当する建築物のある市町に事業の実施を働きかけるとともに、民間には一定の受益者負担を求めている。 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・国、県及び市町、所有者で負担する。 | | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | | 継続 | | 実施手法の見直し | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | | 延長 | 終期設定 | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| | 説明 | 南海トラフ巨大地震等への備えとして、早期に実施を図るべきことから、5年間(平成23年から27年まで)のうちに沿道建築物の耐震化が図られるよう、原則平成27年度までを事業期間とする。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|-------------|--|---|--------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|--------|-------|---------|
| 施策名 | 尼崎21世紀の森づくりの推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部まちづくり局公園緑地課21世紀の森室 | | | | | |
| 事業名 | 尼崎の森中央緑地植栽事業助成 | | 担当者電話番号 | 事業調整係 078-362-9310 | | | | | |
| 事業目的 | 「尼崎21世紀の森づくり」の拠点である尼崎の森中央緑地の整備を推進するため、「瀬戸内オリーブ基金」からの寄附金を活用して植栽事業を行う。 | | | | | | | | |
| 事業内容 | 尼崎の森中央緑地に植栽する苗木の育苗費用として、瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を(公財)兵庫県園芸・公園協会の緑化基金に積み立てる(標準事業費:1本当たり1千円)。 | | | | 事業開始年度 | 平成18年度 | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (0千円) 2,000千円 | | (0千円) 8,700千円 | | (0千円) 8,700千円 | | | |
| | 人件費② | 801千円 | 従事人員 0.1人 | 790千円 | 従事人員 0.1人 | 791千円 0.1人 | | | |
| | 総コスト(①+②) | 2,801千円 | 従事人員 0.1人 | 9,490千円 | 従事人員 0.1人 | 9,491千円 0.1人 | | | |
| 事業の目標 | 瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を活用し、平成34年度までに尼崎の森中央緑地に約10万本を植栽する。 | | | 【目標設定理由】 尼崎の森中央緑地全体で約20万本を植栽する計画であるが、計画を効率的に達成するため、約10万本について基金からの寄附金を活用するため。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | 植栽本数(育苗中のものを含む) | 100,000本 | H34 | 14,900本 うちH24実績 2,000本 (1千円) | 16,900本 うちH25見込 2,000本 (1千円) | 25,600本 うちH26目標 8,700本 (1千円) | 14.9% | 16.9% | 25.6% |
| 評価結果 | 必要性 | 環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎21世紀の森づくり」の拠点として、尼崎の森中央緑地の整備を進めており、緑豊かな自然環境を早期に創出するためにも、瀬戸内海に緑を復活することを目的とした瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を活用した植栽事業を行うことが必要である。 | | | | | | | |
| | 有効性 | 瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を活用して植栽事業を実施することにより、県費のみで事業実施することに比べて植栽本数が増加しており、尼崎の森中央緑地の整備を早期に進めることができる。 | | | | | | | |
| | 効率性 | 瀬戸内オリーブ基金からの寄附金を活用して植栽事業を実施することにより、尼崎の森中央緑地の整備を効率よく進めることができる。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | 尼崎の森中央緑地では、種子採取や苗木の植樹が市民団体により行われるなど、多様な主体の参画と協働により推進されており、適切な役割分担がなされている。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | 特定の受益者のために植栽を行うものではないため、受益者負担の原則には馴染まない。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | |
| 説明 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | |
| | 瀬戸内オリーブ基金からの寄附を受け入れることにより、尼崎の森中央緑地の整備が推進され、早期に事業効果を上げることが出来るため本事業を継続する。 | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|--------------|---|--------------|-----------------------|--------|-----|---------|------|
| 施策名 | 尼崎21世紀の森づくりの推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部まちづくり局公園緑地課21世紀の森室 | | | | | | |
| 事業名 | 尼崎21世紀の森魅力アップ事業 | | 担当者電話番号 | 事業調整係 078-362-9310 | | | | | | |
| 事業目的 | 環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎21世紀の森構想」のリーディングプロジェクトである「尼崎21世紀の森中央緑地」において、平成26年度の追加開園を契機に、尼崎市と協力して様々な集客対策を実施し、その魅力アップを図る。 | | | | | | | | | |
| 事業内容 | 尼崎の森中央緑地独自の環境学習プログラムの作成及び実施 | | | 事業開始年度 | 平成26年度 | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | | |
| | 事業費① | (0千円) 0千円 | | (0千円) 0千円 | | (7,000千円) 14,000千円 | | | | |
| | 人件費② | 0千円 | 従事人員 0.0人 | 0千円 | 従事人員 0.0人 | 1,583千円 0.2人 | | | | |
| | 総コスト (①+②) | 0千円 | 従事人員 0.0人 | 0千円 | 従事人員 0.0人 | 15,583千円 0.2人 | | | | |
| 事業の目標 | <p>尼崎の森中央緑地独自の環境学習プログラムの作成、尼崎市内の小学校を中心とした環境学習の実施。 (当該事業は、中央緑地の集客対策として実施するが、当公園はH27年度から本格開園することから、H26年度は公園全体の利用者数が見込めないため環境学習の受入人数を指標とする。なお、H27年度以降については、H26年度の環境学習受入人数を含む公園利用者実績を考慮し、新たに指標を設定する。)</p> | | | <p>【目標設定理由】 環境学習の実施により尼崎の森中央緑地における生物多様性の森づくりへの理解を深めることは、尼崎の森中央緑地の利用促進(集客対策)や将来的な尼崎21世紀の森づくりへの参加促進に資するため。</p> | | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) | |
| | 尼崎市内の小学校の環境学習受入人数 | 3,600人 | H26 | - (0千円) | - (0千円) | 3,600人 (4千円) | - | - | 100.0% | |
| 評価結果 | 必要性 | 尼崎の森中央緑地の平成26年度の追加開園を契機に、様々な集客対策を実施し、尼崎21世紀の森の魅力アップを図る必要がある。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | 環境学習の実施により尼崎の森中央緑地における生物多様性の森づくりに対する理解を深めてもらうことは、尼崎の森中央緑地の利用促進(集客対策)や、将来的な尼崎21世紀の森づくりへの参加促進のきっかけづくりとして有効である。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | 尼崎市からの協力金を地域振興基金に積み立てることにより財源を確保し、効率的な事業実施を図ることとしている。 | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | 事業実施にあたり、県と尼崎市で各1/2費用負担としていることから、適切な役割分担がなされている。 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | 環境学習プログラムの受講をきっかけに、今後も中央緑地を利用してもらい、また、将来にわたり森づくり活動に参加してもらうことを目的としていることから、参加費は無料としている(事業費は県と尼崎市で各1/2負担)。 | | | | | | | | |
| 方向性 | 新規 | 拡充 | | 継続 | | 実施手法の見直し | | | | |
| | 廃止 | 縮小 | | 統合 | | 凍結(休止) | | 延長 | | 終期設定 |
| 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | | |
| 説明 | 尼崎の森中央緑地独自の環境学習プログラムの作成・実施により、尼崎の森中央緑地における生物多様性の森づくりへの理解を深めてもらうことは、尼崎の森中央緑地の利用促進(集客対策)や将来的な尼崎21世紀の森づくりへの参加促進に繋がることから、「尼崎21世紀の森魅力アップ事業」を実施する。 | | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|----------------|--|---|------------------------|------------------------|-----------------|------------------|-------|-------|---------|
| 施策名 | 古民家再生の促進 | 所管部局課名 | 県土整備部住宅建築局住宅政策課 | | | | | | |
| 事業名 | 古民家再生促進支援事業 | 担当者電話番号 | まち再生企画係 078-362-3583 | | | | | | |
| 事業目的 | ① 優良な住宅ストックである古民家を地域資源として再生し、地域の活性化につなげる。 ② 古民家再生を促進させることにより、伝統的木造建築技術の維持・継承とまちなみ景観の維持・保全を図る。 ①②について県が先導的に実施し、市町の主体的な事業実施を促していく。 | | | | | | | | |
| 事業内容 | 【古民家の建物調査・再生提案】 (対象) 築50年以上の伝統的木造建築技術による住宅 【改修工事費助成】 (対象) 地域交流施設等として再生しようとする古民家 (補助対象経費) 再生のための改修工事費 (補助額) 定額3,330千円(対象工事費10,000千円以上) (負担割合) 県1/3、市町1/3、民間事業者1/3 | 事業開始年度 | 平成19年度 | | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | 平成25年度当初予算額 | 平成26年度当初予算額 | | | | | |
| | 事業費① | (5,155千円) 10,310千円 | (10,157千円) 20,314千円 | (10,210千円) 20,420千円 | | | | | |
| | 人件費② | 8,008千円 | 7,898千円 | 7,913千円 | | | | | |
| | 総コスト(①+②) | 18,318千円 | 28,212千円 | 28,333千円 | | | | | |
| 事業の目標 | ① 再生提案件数の確保 | 【目標設定理由】 「安全元気ふるさとひょうご実現プログラム」に基づき、古民家の再生提案の取組とさとの空き家活用支援事業による改修を平成27年度までに約100件支援するため。 | | | | | | | |
| | ② 再生提案に基づく再生工事の促進(地域交流施設等公共性の高いもの) | 【目標設定理由】 H26以降は再生提案の約7割程度を再生工事につなげることを目指して実施しているため。 | | | | | | | |
| | ③ 市町における再生工事の補助制度創設 | 【目標設定理由】 再生工事の制度創設から概ね10年で再生提案の実績のある24市町の50%の市町の補助制度の創設を目指しているため。 | | | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | 再生提案の実施件数 | 48件 | H27 | 27件 (921千円) | 34件 (818千円) | 41件 (740千円) | 56.2% | 70.8% | 85.4% |
| | 再生工事の実施件数(地域交流施設等公共性の高いもの) | 18件 | H27 | 5件 (5,936千円) | 8件 (5,270千円) | 13件 (4,631千円) | 27.7% | 44.4% | 72.2% |
| 再生工事の補助制度創設市町数 | 12市町 | H30 | 3市町 | 4市町 | 6市町 | 25.0% | 33.3% | 50.0% | |
| 評価結果 | 必要性 | 地域の特徴あるまちなみ景観を形づくってきた古民家を再生することは、既存住宅ストックの有効活用とともに、地域を活性化させる観点から必要性が高い。 また、古民家再生の担い手である地域の木工・建築士の伝統的木造建築技術の維持・継承を図ることも必要である。 | | | | | | | |
| | 有効性 | 県民の古民家への関心が高まり、建物調査、再生提案に対して予定を上回る申込み実績がある。 また、再生工事の実施により地域の木工・建築士に対して伝統的木造建築に関わる機会を創出するとともに、地域交流拠点等として地域活性化に大きく寄与している。 | | | | | | | |
| | 効率性 | 建物調査を実施したもののうち、特に再生を推奨すべきものに絞り込んで再生提案を行い、効率的な執行を図っている。 また、改修工事費助成は、地域の賑わいや活性化に資する施設(地域交流施設等)に限定するとともに、補助額を定額とすることでコストを抑制し、効率的に執行する。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | 県は全県を対象に古民家の建物調査及び再生提案を先導的に実施している。改修工事費助成については、所有者等が地域の賑わいや活性化に資する施設として活用することとしており、また地元調整など市町が主体的な役割を担うため、適正な役割分担である。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | 建物調査と再生提案については古民家再生事例が少ない現時点では所有者の負担は求めない。改修工事費助成については、所有者等及び市町も応分の負担をすることとしている。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | |
| 説明 | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | |
| | 説明 | 改修工事費助成について、これまで建物調査および再生提案を実施した古民家を対象としていたが、平成25年度からは、専門家による再生提案を受けた古民家に加え、所有者や地域住民等の自主提案による古民家も対象に追加し、所有者等の考えや自主性を尊重した再生計画も取り入れることを可能とした上で、事業を実施しており、平成26年度も引き続き実施していく。 | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--|---------|----------------------|---|------------------|------------------|-------|-------|---------|
| 施策名 | 空き家対策の推進 | | 所管部局課名 | 県土整備部住宅建築局住宅政策課 | | | | | | |
| 事業名 | さとの空き家活用支援事業 | | 担当者電話番号 | まち再生企画係 078-362-3583 | | | | | | |
| 事業目的 | 空き家ストックの有効活用や地域の活性化を図るため、県が先導的に実施し、市町の主体的な事業実施を促すことで、農山村部等の空き家への居住を促進していく。 | | | | | | | | | |
| 事業内容 | 空き家への居住または活用に向けた水回り等の改修工事費の一部を助成 (対象要件) ①～③の全てを満たす住宅 ① 市街化区域を除く区域にある空き家。ただし、平成の合併前の旧町中心部等の市街化区域は対象。 (政令市・中核市(平成11年3月31日時点)は除く。) ② 木造在来工法により建築された一戸建て住宅 ③ 老朽度、実用性からみて、現在の生活スタイルに合わない水回り設備等の改修が必要 (補助対象者) 空き家に居住し又は賃貸住宅として活用しようとする者 (補助額) 対象工事費に応じた定額補助 (補助対象経費) 便所、台所、浴室等の改修工事費 | | | 事業開始年度 | 平成25年度 | | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | | |
| | 事業費① | 0千円 | | (8,150千円) | | (8,150千円) | | | | |
| | 人件費② | 0千円 | | 16,300千円 | | 16,300千円 | | | | |
| | 総コスト(①+②) | 0千円 | | 24,198千円 | | 24,213千円 | | | | |
| 事業の目標 | ① | 空き家への居住・活用の促進 | | | 【目標設定理由】 「安全元気ふるさとひょうご実現プログラム」に基づき、古民家の再生提案の取組とさとの空き家活用支援事業による改修を平成27年度までに約100件支援するため。 | | | | | |
| | ② | 市町における補助制度の創設 | | | 【目標設定理由】 3年間のモデル実施期間で空き家率が特に増加傾向であり、市町全域が対象となっている但馬、丹波、淡路地域の全市町での実施を目標とするため。 | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | | |
| | | 目標値 | | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | | 改修工事費助成件数 | 48件 | H27 | — (0千円) | 17件 (1,223千円) | 33件 (1,513千円) | — | 35.4% | 68.7% |
| 補助制度創設市町数 | 10市町 | H27 | — | 3市町 | 6市町 | — | 30.0% | 60.0% | | |
| 評価結果 | 必要性 | 農山村部等では、空き家の増加による周辺生活環境の悪化や地域活力の低下が懸念されていることから、同地域内の空き家への居住を促進することにより、空き家ストックの有効活用や地域の活性化を図っていく必要がある。 | | | | | | | | |
| | 有効性 | 特に空き家率が高い農山村部等の一戸建て木造住宅の空き家を対象に、居住又は賃貸住宅としての活用に向けた水回り等の改修工事費の一部を助成することは、空き家ストックの有効活用や地域の活性化に寄与する。 | | | | | | | | |
| | 効率性 | 補助対象とする空き家を、中古住宅流通市場に乗らない地域に限定することや、改修工事の補助対象を必要最小限に限定するとともに、定額補助とすることで事務コストを抑制し、効率的な事業実施を図る。(H25は目標件数16件に対して、1件当たりの対象工事費を縮減し、17件の実績となった。) | | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | 空き家ストックの有効活用や地域活性化に向けた施策として、県が先導的に事業を実施する。なお、交付申請は市町経由とし、市町は自らの支援内容を明記した推薦書を併せて県に提出することにより、随伴補助やその他支援制度の創設など、市町の積極的な関与を促す。 | | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | 空き家への水回り等の改修工事費の一部助成であり、所有者等にも応分の負担が発生する。また、県が先導的に実施する事業であることから、市町の改修工事費負担を任意とするが、定住や活用に向けた市町による積極的な支援を求めていく。 | | | | | | | | |
| 実の方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | | |
| 説明 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | | | |
| | 空き家ストックの有効活用や地域の活性化を図るため、農山村部等の一戸建て木造住宅を対象に、空き家への居住又は活用に向けた水回り等の改修工事費の一部を助成する。 | | | | | | | | | |

事務事業評価資料

| | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---|------------------|---|------------------|---------------------------|--------|------|---------|
| 施策名 | 建設業者の新分野進出への支援 | | 所管部局課名 | 県土整備部県土企画局総務課建設業室 | | | | | |
| 事業名 | 建設業新分野進出支援事業 | | 担当者電話番号 | 建設業係 078-362-9249 | | | | | |
| 事業目的 | ① 建設業者の他分野進出による建設業者の活力再生、建設業従事者の就業機会の確保 ② 進出先分野における担い手不足の解消 | | | | | | | | |
| 事業内容 | 農業、林業、漁業、医療・福祉、環境分野に進出しようとする3年以上建設業を営む県内の中小許可業者に対し、以下の支援を実施する。 (1)建設業新分野進出支援金〔補助制度〕 補助対象経費：①資格取得経費 ②販路開拓経費 ③その他新分野進出手続き等に要する経費 補助率：1/2 補助限度額：50万円（補助対象限度額100万円） (2)建設業新分野事業展開貸付〔融資制度〕 融資限度額：1億円 融資利率：1.6% 融資期間：10年以内 融資目標額：10億円 | | | 事業開始年度 | 平成22年度 | | | | |
| 事業に要するコスト | 区分 | 平成24年度決算額 | | 平成25年度当初予算額 | | 平成26年度当初予算額 | | | |
| | 事業費① | (4,205千円) 4,205千円 | | (6,000千円) 206,000千円 | | (5,000千円) 205,000千円 | | | |
| | 人件費② | 800千円 | 従事人員 0.1人 | 789千円 | 従事人員 0.1人 | 791千円 従事人員 0.1人 | | | |
| | 総コスト(①+②) | 5,005千円 | 従事人員 0.1人 | 206,789千円 | 従事人員 0.1人 | 205,791千円 従事人員 0.1人 | | | |
| 事業の目標 | 建設業者の新分野での定着 ※ ※進出から3年以上の事業継続 | | | 建設業者が新分野で継続的に事業展開を行うことにより、上記事業目的の達成が可能となるため | | | | | |
| | 新分野定着者数の増大 (建設業新分野事業展開貸付を除く) | | | 過去最高申請件数が年間10件であり、新分野の担い手不足の解消のため一定数を確保するため | | | | | |
| 目標の達成度を示す指標 | 指標名 | 目 標 | | 24年度実績 | 25年度見込み | 26年度目標 | 達成率(%) | | |
| | | 目標値 | 年度 | | | | H24 | H25 | H26(目標) |
| | 新分野定着率 〔(A)のうち新分野定着業者数/支援業者数(A)〕 | 1.0 | H27 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 100% | 100% | 100% |
| 新分野定着者数 (建設業新分野事業展開貸付を除く) | 15件/年 12件/年 10件/年 | H24 H25 H26 | 10件/年 (420千円) | 4件/年 (500千円) | 10件/年 (500千円) | 66% | 33% | 100% | |
| 評価結果 | 必要性 | ・建設業界は、目下の経済不況に加え公共投資の減少という業界固有の問題を抱えており、この状況の中で、建設業の活力再生や雇用の維持・発展を図るためには、行政が他分野に関する情報提供や進出支援等を行い、建設業者の新分野進出を推進していく必要がある。 ・また、指定した進出先分野のうち、農林漁業、医療・福祉分野は、担い手の確保、人材の育成が求められており、今後進展が見込まれる環境分野も加え、これらの分野で建設業者の人材、機材、ノウハウ等が有効に活かされることは社会的要請に合致しており、県域全体の発展に資する。 | | | | | | | |
| | 有効性 | ・建設業者にアンケート調査を行ったところ、新分野進出を検討したことがある業者は調査対象者全体の1/3以上であるものの、実際に進出した業者は数社のみとごく少数であり、実際に進出できない最大の障害は「新分野での経営」「参入への資金対応」との回答を得ている。 ・今回の支援は、それら新分野進出を検討する建設業者のニーズに合致しており、新分野進出促進に有効である。 | | | | | | | |
| | 効率性 | ・今回の支援事業は、補助(建設業新分野進出支援金)及び融資(建設業新分野事業展開資金)の2つの制度からなっており、実際に新分野に進出する際に必要となる最小限度の経費のみ補助を行い、進出後の設備資金、運転資金は全て、後に自ら返済する融資制度によることとしており、建設業の新分野進出という目的に対し効率的である。 | | | | | | | |
| | 民間・市町との役割分担 | ・建設業の活力再生や雇用の維持・発展を図るためには、行政が他分野に関する情報提供や進出支援等を行い、建設業者の新分野進出を推進していく必要がある。 | | | | | | | |
| | 受益と負担の適正化 | ・新分野進出に際し必要となる経費のみを補助し、進出後の設備資金、運転資金は事後に自ら返済を要する融資としていること、さらに、補助についても対象となる経費のうち半分は自ら賄うことを求めていることから、新分野に進出しようとする建設業者の受益に対する負担の適正化は図られている。 | | | | | | | |
| 実施方針 | 方向性 | 新規 | 拡充 | 継続 | 実施手法の見直し | | | | |
| | | 廃止 | 縮小 | 統合 | 凍結(休止) | 延長 | 終期設定 | | |
| | 実施手法の見直し内容 | 市町移譲 | 民間移譲 | 民間委託 | PFI | 負担割合変更 | 事務改善 | その他 | |
| 説明 | 県内企業の活性化、雇用の安定化につながる建設業者の新分野進出を引き続き推進していくため、「建設業新分野進出支援事業」を継続実施する。 | | | | | | | | |